

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令案
に対する意見募集の結果について

令和5年3月31日

国土交通省都市局

国土交通省では、令和5年2月3日から同年3月6日まで、都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令案に対する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、2件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ①募集期間：令和5年2月3日(金)～令和5年3月6日(月)
- ②周知方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)
- ③意見提出方法：インターネットによる提出、郵送及びFAX

2. 意見数

提出意見数 2件(提出者数 1名)

3. お問い合わせ先

国土交通省都市局まちづくり推進課 意見募集担当
電話番号 03-5253-8111 (内線 32-534)

意見募集の結果と対応

※ とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※ 本政令案と直接の関係がないため掲載しなかったご意見についても、今後の政策の参考にさせていただきます。

No.	寄せられたご意見の概要	意見に対する考え方
1	公布と施行の間を1ヶ月設けるべきではないか。	本改正は、民間都市再生事業計画の認定申請等を行うことができる都市開発事業の規模要件を緩和するものであり、当該認定申請等を行おうとする者に新たな義務を課するものではないため、一定の周知期間を設ける必要はないと考えております。